

公益社団法人神奈川県薬剤師会ルーキーメンバー制度規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県薬剤師会（以下「本会」という。）に未入会の若手薬剤師及び薬学生が、本会の提供する体験機会を通じて、自らの職能に関する情報を得ることのメリットや活動の楽しさを実感することで本会に対する理解を深め、もって当該若手薬剤師及び薬学生の本会への入会希望を促進することを目的とし、そのために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ルーキーメンバーとは、次に掲げる者のうち、本会への申請が受理され、本会に登録された者とする。

- (1) 病院・薬局実務実習関東地区調整機構、大学小委員会（神奈川県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県）に所属する6年制薬学部の4年生以上に在学中の者
- (2) 薬剤師国家資格取得年度を初年度として3年度目までの薬剤師

(登録申請要件)

第3条 前条第1項第1号または第2号に該当する者が本会に対してルーキーメンバー登録申請を行うためには、次の各号のいずれかに該当することを要する。

- (1) 本会会員からの紹介があること
- (2) 第2条第1項第1号に該当する大学の実務実習担当教員の紹介があること

(登録申請)

第4条 ルーキーメンバー登録申請に必要な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 登録申請時点の対象区分（下記のいずれか）
 - ・薬学部4年生 ・薬学部5年生 ・薬学部6年生
 - ・薬剤師1年目 ・薬剤師2年目 ・薬剤師3年目
- (5) 卒業年月もしくは卒業見込年月
- (6) 生年月日
- (7) 所属先名称（学校名学部、勤務先名等）
- (8) メールアドレス
- (9) 紹介者
 - ア. 紹介者が本会会員の場合、その氏名及び会員番号
 - イ. 紹介者が本会会員でない大学教員の場合、紹介状

(登録の承認)

第5条 本会が前条に基づく登録申請を受理した場合、理事会にて審査を行い、登録の可否を決定する。

2 理事会の審査にて登録が認められた者には、登録番号を通知する。

(登録名簿及び個人情報の取り扱い)

第6条 ルーキーメンバー登録者は、登録順に、本会が管理するルーキーメンバー名簿で管理し、ルーキーメンバー本人より登録内容の変更連絡があった場合は随時更新を行う。

2 登録名簿に登録された個人に関する情報については、本会が別に定める「個人情報取扱規則」に基づき取扱う。

(ルーキーメンバーの在籍可能期間)

第7条 ルーキーメンバーとして在籍可能な期間は次のとおりとする。

(1) 6年制薬学部4年次に登録した場合は、登録年度を含めて通算6年度目の年度末または薬剤師国家資格取得年度の翌々年度の年度末のいずれか早い方まで

(2) 6年制薬学部5年次に登録した場合は、登録年度を含めて通算5年度目の年度末または薬剤師国家資格取得年度の翌々年度の年度末のいずれか早い方まで

(3) 6年制薬学部6年次に登録した場合は、登録年度を含めて通算4年度目の年度末または薬剤師国家資格取得年度の翌々年度の年度末のいずれか早い方まで

(4) 薬剤師国家資格取得後に登録した場合は、薬剤師国家資格取得年度の翌々年度の年度末まで

2 前項第1号から第3号までの通算在籍年度の算定にあたっては、当該年度中1日でも在籍したことをもって1年在籍とみなす。

(特典)

第8条 ルーキーメンバーは次の特典を利用することができる。

(1) 本会のホームページ・会員ページの閲覧

(2) 神奈川県薬剤師会会員ページ内会誌「薬壺」の閲覧

(3) 神奈川県薬剤師会会員用メールマガジン情報の受信

(4) ルーキーメンバー限定メールマガジン情報の受信

(5) 神奈川県薬剤師会主催研修会への参加

(6) 各種委員会活動への参加体験

(費用等)

第9条 ルーキーメンバーの登録費用は徴収しない。

2 薬剤師であるルーキーメンバーが第8条第1項第5号に定める研修会に参加し、且つ認定薬剤師の認定に必要な単位取得の目的で受講証明書の発行を希望する場合は、発行手数料を徴収する。ただし、当該ルーキーメンバーが登録期間終了後、継続して本会の会員となった場合、本会はルーキーメンバー在籍時に支払った発行手数料を返戻する。

(登録終了等)

第10条 ルーキーメンバー登録は、第7条第1項に定める期日をもって終了する。

2 ルーキーメンバーが在籍期間終了前に登録解除を希望する場合は、本会に対して登録解除申請をすることができる。その場合、申請の受理をもって登録解除される。

(再登録)

第11条 ルーキーメンバー登録を解除した者は、再登録申請をすることができる。

- 2 再登録者のうち、6年制薬学部4年次から6年次までの間に初回登録された者にあつては、第7条第1項に規定する在籍可能期間は初回登録の区分によるものとし、再登録より前の年度に在籍した年数を通算する。

(登録抹消)

第12条 ルーキーメンバーが次の各号のいずれかに該当した場合、本会は理事会での協議により、登録を抹消することができる。

- (1) 本会の信用を失墜させる等不適切な行為を行った場合
- (2) 虚偽の申請によりルーキーメンバーとして登録した場合
- (3) その他、本会のルーキーメンバーとしてふさわしくないと認められる場合

(本会への入会勧誘)

第13条 本会は、在籍可能最終年度に在籍するルーキーメンバーに対し、ルーキーメンバー在籍期間終了後に本会正会員等となることを促進するために入会案内をすることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、ルーキーメンバー制度の運営等に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年12月19日制定、令和7年4月1日より施行する。